

老高発 0331 第 2 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県高齢者保健福祉主管部（局）長
各市区長村高齢者保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（ 公 印 省 略 ）

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について
（令和 7 年 3 月）」の改訂について（周知）

日頃より、高齢者虐待防止施策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に作成している「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和 7 年 3 月）」（以下「国マニュアル」という。）の改訂を行いましたので、お知らせいたします。

今回の改訂においては、「高齢者虐待事案への対応に係る留意事項について（通達）」（令和 7 年 11 月 19 日付け警察庁丁人少発第 1068 号）及び「『高齢者虐待事案への対応にかかる留意事項について』を踏まえた高齢者虐待に係る警察からの通報等の取扱いについて」（令和 7 年 11 月 19 日付け老高発 1119 第 1 号）を踏まえ、警察からの相談や通報等の受付時の考え方についての整理・追記を行いました。

また、「指導に沿った改善計画例」について、「改善計画作成に向けた指導内容の例」として再構成し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）第 26 条に基づく対応状況等に関する調査（以下「法に基づく調査」という。）において実施した自治体へのヒアリング結果を踏まえた注記を追加するなど、施策上の動きや、これまでに実施された法に基づく調査や関連事業の成果を盛り込んだ内容となっております。

各都道府県、市区町村におかれましては、今回の改訂の内容について十分御了知いただくとともに、高齢者虐待に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実及び取組等が一層推進されるよう、御配慮をお願いいたします。

なお、本通知は、「令和 7 年地方分権改革に関する提案募集」における地方公共団体からの提案（管理番号 144）も踏まえた対応であり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。